

高砂市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び高砂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱において使用する用語の例による。

(指定の期間)

第3条 省令第140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年間とする。

- 2 総合事業における介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防訪問型Aサービス（以下「訪問介護相当サービス等」という。）と訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間は、当該訪問介護事業に対する指定の期間の満了の日までとする。
- 3 総合事業における介護予防通所介護相当サービス及び介護予防通所型Aサービス（以下「通所介護相当サービス等」という。）と通所介護事業又は地域密着型通所介護事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する期間は、当該通所介護事業又は地域密着型通所介護事業に対する指定の期間の満了の日までとする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請に当たっては、必要な書類を提出させることができる。

(指定事業者の指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請をした者について指定事業者の指定の適否を審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により審査した結果を当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定の拒否)

第6条 市長は、前条に規定する指定事業者の指定を行うことにより、高砂市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、指定事業者の指定をしないことができる。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、その変更があった日から10日以内に介護予防・日常生活支援総合事業変更届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 3 指定事業者は、当該指定に係る事業を再開したときは、その再開した日から10日以内に介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 4 指定事業者は、第2項の規定による届出をしようとするときは、当該届出の日において当該廃止又は休止に係るサービスを受けている者で当該廃止又は休止の日以降においても引き続き当該サービスの提供を希望するものに対し必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出に当たっては、必要な書類を提出させることができる。

(指定の更新)

第8条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定において準用する法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定更新申請書(様式第5号)により行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、更新の適否について審査し、その審査した結果を当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該更新に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。
- 4 市長は、第1項の申請に当たっては、必要な書類を提出させることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を

当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第 10 条 市長は、第 4 条から前条までの規定による指定、届出、指定の更新又は指定の取消し若しくは効力の停止（以下この条において、「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を兵庫県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定等の申請又は届出をした者、当該指定等に係る主たる事業所の所在地並びに当該指定等に係る事業所の代表者及び役員に関する事項
- (3) 指定年月日又は指定更新年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日及び指定停止年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第 11 条 この要綱に規定するもののほか、総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定事業者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(施行期日)

- 3 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。